

厚労省 2023年度個別指導等の方針示す

2023年度も高点数による個別指導は実施せず

集団的個別指導は対面で実施予定

厚労省から地方厚生(支)局に対し、「令和5年度における指導監査等について」が発出された。各県事務所等は、この通知に基づいて来年度指導等を行うこととなります。計画を策定する前には医師会・歯科医師会と協議します。

来年度の実施自体は、今年度と大きな変更点はありません。従前のシステムでは、集団的個別指導に選定され、翌年度も高点数であれば、翌々年度に個別指導に選定される、いわゆる「5年サイクル」とされてきましたが、令和5年度に集団的個別指導の対象となった場合、「令和7年度高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、令和6年度の状態を見極めた上で実施の可否を判断する」と規定さ

れています。

要は従前のシステムからすると、ワンクッション置いたものですが、医療形態や医療内容等により、高点数の理由が明らかかな場合等が除外されるのかは定かではありません。この点につきましては、協会・保団連は1月に実施した九州厚生局との懇談で強く要望したところでした。

コロナ禍で5年サイクルで運用できない状況にあります。令和4年度集団的個別指導の対象と

なった医療機関は、今回の通知同様に来年度に平均点数の経過を見られ、令和6年度も高点数であれば個別指導に選定される可能性があります。

該当の医療機関は、九州厚生局長崎事務所に対し、自院の平均点数の開示を求めてください。方法は簡単で、同事務所に電話し、本人確認ができれば平均点数を聞くことができます。年度毎に自院の平均点数を把握しておくことをお勧めします。

集合形式により実施する(感染状況により資料配付、動画配信も可)。

なお、令和5年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関等について、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合は、令和7年度に高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、令和6年度の状態を見極めた上で実施の可否を判断する。

- (3) 個別指導  
指導大綱に基づき実施する。  
ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。
- (4) 新規個別指導  
教育的指導の観点から、全て実施する。  
令和4年度以前の未実施分については、令和5年度中の解消に努める。
- (5) 監査  
実施する。
- (6) 適時調査  
実地での調査を実施する。

- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては令和5年度の計画未達成もやむを得ないこととする。  
なお、実施にあたっては指導の優先度を考慮すること。

事務連絡  
令和5年1月19日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室

令和5年度における指導監査等について (抜粋)

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。  
なお、実施にあたっては、引き続き十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。  
今後、都道府県知事による移動、外出自粛要請が発出された際には、これまでと同様に実施を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。

- (1) 集団指導(指定時、更新時、登録時)  
実施する。  
なお、eラーニングによる実施を原則とするが、地域の実情に応じ、集合形式での開催も可能とする。
- (2) 集団的個別指導